

旅客営業規則の一部改正（2022 年 8 月 1 日九州旅客鉄道株式会社公告第 4 号）

現 行	改 正
(前略)	(前略)
(用語の意義)	(用語の意義)
第 3 条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。	第 3 条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。
(中略)	(中略)
(1) の 6 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、鹿児島本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、東北新幹線、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線）、北陸新幹線、九州新幹線 <u>及び</u> 北海道新幹線をいう。	(1) の 6 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、鹿児島本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、東北新幹線、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線）、北陸新幹線、九州新幹線、 <u>北海道新幹線、長崎本線（新幹線）及び西九州新幹線</u> をいう。
(中略)	(中略)
(東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線） <u>及び</u> 鹿児島本線（新幹線）に対する取扱い)	(東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線）、 <u>鹿児島本線（新幹線）及び長崎本線（新幹線）</u> に対する取扱い)
第 16 条の 2 次の各号の左欄に掲げる線区と当該右欄に掲げる線区とは、同一の線路としての取扱いをする。	第 16 条の 2 次の各号の左欄に掲げる線区と当該右欄に掲げる線区とは、同一の線路としての取扱いをする。
(1) 東海道本線及び山陽本線中 東海道本線（新幹線）及び山陽本線 神戸・新下関間 (新幹線) 中新神戸・新下関間	(1) 東海道本線及び山陽本線中 東海道本線（新幹線）及び山陽本線 神戸・新下関間 (新幹線) 中新神戸・新下関間
(2) 東北本線 東北本線（新幹線）	(2) 東北本線 東北本線（新幹線）
(3) 高崎線、上越線及び信越本線 高崎線（新幹線）、上越線（新幹線） 及び信越本線（新幹線）	(3) 高崎線、上越線及び信越本線 高崎線（新幹線）、上越線（新幹線） 及び信越本線（新幹線）
(4) 鹿児島本線中博多・新八代間 鹿児島本線（新幹線）中博多・新八 及び川内・鹿児島中央間 代間及び川内・鹿児島中央間	(4) 鹿児島本線中博多・新八代間 鹿児島本線（新幹線）中博多・新八 及び川内・鹿児島中央間 代間及び川内・鹿児島中央間
(中略)	(中略)
(東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線 <u>及び</u> 北海道新幹線に対する取扱い)	(東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線、 <u>北海道新幹線及び西九州新幹線</u> に対

第 16 条の 4 東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・金沢間、九州新幹線新八代・川内間及び北海道新幹線新青森・新函館北斗間については、単一の線路として旅客の取扱いをする。

(中略)

(急行券の発売)

第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。

(1) 特別急行券

イ 指定席特急券

(中略)

ロ 立席特急券

(中略)

ハ 自由席特急券

(中略)

ニ 特定特急券

次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあつては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によつて、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、(イ)の j に定める区間にあつては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。

(イ) 新幹線

a 隣接駅間（九州新幹線及び郡山・福島間を除く。）及び以下の区間

東 京・新横浜間

三 島・静 岡間

静 岡・浜 松間

豊 橋・名古屋間

する取扱い)

第 16 条の 4 東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・金沢間、九州新幹線新八代・川内間、北海道新幹線新青森・新函館北斗間及び西九州新幹線武雄温泉・諫早間については、単一の線路として旅客の取扱いをする。

(中略)

(急行券の発売)

第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。

(1) 特別急行券

イ 指定席特急券

(中略)

ロ 立席特急券

(中略)

ハ 自由席特急券

(中略)

ニ 特定特急券

次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあつては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によつて、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、(イ)の j に定める区間にあつては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。

(イ) 新幹線

a 隣接駅間（九州新幹線及び郡山・福島間を除く。）及び以下の区間

東 京・新横浜間

三 島・静 岡間

静 岡・浜 松間

豊 橋・名古屋間

福 山・三 原間
三 原・広 島間
新山口・新下関間
東 京・大 宮間
古 川・一ノ関間
一ノ関・北 上間
北 上・盛 岡間
熊 谷・高 崎間
博 多・久留米間

(中略)

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして1 枚の急行券を発売する。

- (1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2 個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。

(中略)

- (9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。

福 山・三 原間
三 原・広 島間
新山口・新下関間
東 京・大 宮間
古 川・一ノ関間
一ノ関・北 上間
北 上・盛 岡間
熊 谷・高 崎間
博 多・久留米間
新大村・長 崎間

(中略)

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして1 枚の急行券を発売する。

- (1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2 個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。

(中略)

- (9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であつて、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。

(10) 武雄温泉・長崎間の新幹線の2 個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。

3 団体旅客又は貸切旅客に対する急行券は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて発売する。この場合、指定席特急券のときは、第 21 条第 4 項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。

(中略)

9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1 個の列車とみなして、1 枚の急行券を発売することがある。

- (1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。
- (2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。
- (3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車かもめ号。
- (4) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。
- (5) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。

10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、指定席特急券を発売する。

(中略)

(特定の特別急行券の発売)

第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海

3 団体旅客又は貸切旅客に対する急行券は、団体乗車券又は貸切乗車券によつて発売する。この場合、指定席特急券のときは、第 21 条第 4 項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。

(中略)

9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1 個の列車とみなして、1 枚の急行券を発売することがある。

- (1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。
- (2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。
- (3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車かささぎ号。
- (4) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。
- (5) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。

10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、指定席特急券を発売する。

(中略)

(特定の特別急行券の発売)

第 57 条の 3 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海

道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第125条第1項第1号ロの(ハ)のb及びcに定める列車に乗車する場合並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。

- (1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。

イ ロ以外の場合

次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき

1月16日から2月末日まで
6月1日から同月30日まで
9月1日から同月30日まで
11月1日から12月20日まで

- ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがつて運転する列車に乗車する場合を除く。）

次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに祝日法に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき

1月7日から2月末日まで
4月21日から同月26日まで
5月7日から同月10日まで
6月1日から7月15日まで
9月1日から10月10日まで
11月1日から12月27日まで

（中略）

道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第125条第1項第1号ロの(ハ)のb及びcに定める列車に乗車する場合並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。

- (1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。

イ ロ以外の場合

次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき

1月16日から2月末日まで
6月1日から同月30日まで
9月1日から同月30日まで
11月1日から12月20日まで

- ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがつて運転する列車に乗車する場合を除く。）

次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに祝日法に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき

1月7日から2月末日まで
4月21日から同月26日まで
5月7日から同月10日まで
6月1日から7月15日まで
9月1日から10月10日まで
11月1日から12月27日まで

（中略）

(大人急行料金) 第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ 新幹線 (イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。） a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の指定席特急料金別表第 2 号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を加算した額とする。 (中略) (ロ) 立席特急料金 a b、c、d、e、f 及び g 以外の立席特急料金	<u>7 旅客が、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車（36 ぷらす 3 号を除く。）と新幹線の特別急行列車とを武雄温泉駅において出場しないで乗継ぎをする場合（接続のために一時出場する場合を含む。）は、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間の 1 個の特別急行列車及び新幹線の特別急行列車に対して、第 57 条第 1 項の規定にかかわらず 1 個の急行列車とみなして、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</u> (中略) (大人急行料金) 第 125 条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ 新幹線 (イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。） a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の指定席特急料金別表第 2 号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を加算した額とする。 (中略) (ロ) 立席特急料金 a b、c、d、e、f 及び g 以外の立席特急料金
--	--

別表第2号ツ、ネ、ナ、ナの2、ラ、ム、ウ及びノに定める料金から530円を低減した額とする。 (中略) (ハ) 自由席特急料金 a b、c及びd以外の自由席特急料金 別表第2号ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金から530円を低減した額とする。 (中略) ロ 新幹線以外の線区 (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金 (中略) (ホ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 (中略)	別表第2号ツ、ネ、ナ、ナの2、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金から530円を低減した額とする。 (中略) (ハ) 自由席特急料金 a b、c及びd以外の自由席特急料金 別表第2号ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金から530円を低減した額とする。 (中略) ロ 新幹線以外の線区 (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金 (中略) (ホ) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 (中略) <u>ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金</u> <u>(イ) 指定席特急料金</u> <u>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とし、また、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円を低減した額とする。</u>
--	---

在来線 新幹線	営業キロ地帯（武雄温泉から）					
	25キロ	50キロ	75キロ	100キロ	150キロ	200キロ
	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
	まで	まで	まで	まで	まで	まで
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
長崎	円 2,560	円 2,780	円 3,010	円 3,190	円 3,730	円 4,090

(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金
 (イ)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。
 (ハ) 特定特急料金
 嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)の表に定める料金から 880 円を低減した額とする。

(中略)

(特別車両料金)
 第 130 条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。
 (1) 特別車両料金(A)
 イ ロ以外の特別車両料金(A)
 (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト) 及び(チ)以外の特別車両料金(A)

 (中略)

 (ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)
 a b、c、d 及び e 以外の特別車両料金(A)
 次表に定める料金とする。ただし、日豊本線中別府・宮崎間に

(特別車両料金)
 第 130 条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。
 (1) 特別車両料金(A)
 イ ロ以外の特別車両料金(A)
 (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト) 及び(チ)以外の特別車両料金(A)

 (中略)

 (ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)
 a b、c、d 及び e 以外の特別車両料金(A)
 次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は

~~1,050 円~~、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200 km以内の場合を除く。）は1,600 円、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は320 円とする。

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料金	円 1,050	円 1,600	円 2,570

（中略）

c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

次表に定める料金とする。ただし、~~長崎本線中佐賀・長崎間~~
~~は1,680 円~~、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200 km以内の場合を除く。）は2,720 円とする。

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料金	円 1,680	円 2,720	円 3,770

（中略）

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

（中略）

運転する特別急行列車の停車駅相互間（200 km以内の場合を除く。）は1,600 円、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は320 円とする。

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料金	円 1,050	円 1,600	円 2,570

（中略）

c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

次表に定める料金とする。ただし、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200 km以内の場合を除く。）は2,720 円とする。

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料金	円 1,680	円 2,720	円 3,770

（中略）

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

（中略）

(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

次表に定める料金とする。ただし、~~長崎本線中佐賀・長崎間~~
~~は2,100円、~~日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車
の停車駅相互間（200 km以内の場合を除く。）は3,200 円、博
多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車
の停車駅相互間は640 円とする。

営業キロ地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
1 室当りの料金 (設備定員 4 人)	円 2, 100	円 3, 200	円 5, 140

(中略)

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第 188 条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係
券片の表面（第 8 号に規定する記号については裏面）に、ゴム印の押なつに
より、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券
類、第 8 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの
表示を省略することがある。

(中略)

(11) 第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する急行券に対するもの

イ 第 57 条の 5 第 1 項本文の規定に該当するもの

(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

次表に定める料金とする。ただし、日豊本線中別府・宮崎間
に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200 km以内の場合を除
く。）は3,200 円、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運
転する特別急行列車の停車駅相互間は640 円とする。

営業キロ地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
1 室当りの料金 (設備定員 4 人)	円 2, 100	円 3, 200	円 5, 140

(中略)

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第 188 条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係
券片の表面（第 8 号に規定する記号については裏面）に、ゴム印の押なつに
より、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券
類、第 8 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの
表示を省略することがある。

(中略)

(11) 第 57 条の 3 第 7 項の規定により発売する特別急行券に対するもの

「幹特在特」又は「幹特在特」

(12) 第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する急行券に対するもの

イ 第 57 条の 5 第 1 項本文の規定に該当するもの

遅れ承知 遅れによる急行料金の払いもどし はいたしません。 ロ 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定に該当するもの 遅れ承知（割引） 遅れによる急行料金の払いもどし はいたしません。 2 常備式の乗車券類に前項第 1 号、第 4 号及び第 11 号ロに規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券類に表示されている旅客運賃・料金額及び有効期間を訂正しない。 （中略） （常備急行券の様式） 第 211 条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 指定席特急券大人小児用 （中略） (2) 立席特急券大人小児用 （中略） (3) 自由席特急券大人小児用 イ 一般用 （中略） ハ 着駅名表示式 （イ） 一般用 （中略） （ロ） 新幹線用 （中略） （ハ） 乗車券類発売機用	遅れ承知 遅れによる急行料金の払いもどし はいたしません。 ロ 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定に該当するもの 遅れ承知（割引） 遅れによる急行料金の払いもどし はいたしません。 2 常備式の乗車券類に前項第 1 号、第 4 号及び第 12 号ロに規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券類に表示されている旅客運賃・料金額及び有効期間を訂正しない。 （中略） （常備急行券の様式） 第 211 条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 指定席特急券大人小児用 （中略） (2) 立席特急券大人小児用 （中略） (3) 自由席特急券大人小児用 イ 一般用 （中略） ハ 着駅名表示式 （イ） 一般用 （中略） （ロ） 新幹線用 （中略） （ハ） 乗車券類発売機用
--	--

a 大型券売機大人小児用



備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。

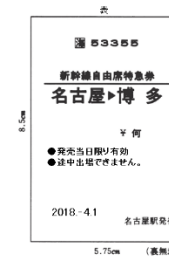
(注) 第57条の5第1項の規定により発売する場合は、第188条第1項第11号に規定する記号は「遅れ承知・割引」の例により表示される。

(中略)

(急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第289条 急行券を所持する旅客が急行列車に乗車した場合で、次の各号の1に該当する事由が発生したときは、第282条の規定によるほか、同一方向の他の急行列車により、前途の旅行の継続を請求することができる。ただし、東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第1号の事由によりのぞみ号等によつて旅行を継続する場合（ただし、当社が特に認めた場合を除く。）、東北本線を経由する特別急行券を所持する旅客が、第1号の事由によりはやぶさ号等によつて旅行を継続する場合（ただし、当社が特に認めた場合を除く。）、東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第2号及び第3号の事由により新幹線を経由する特別急行列車によつて旅行を継続する場合又は特別急行券以外の急行券を所持する旅客が、特別急行券を必要とする急行列車によつて旅行を継続する場合は、この請求をすることはできない。

a 大型券売機大人小児用



備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。

(注) 第57条の5第1項の規定により発売する場合は、第188条第1項第12号に規定する記号は「遅れ承知・割引」の例により表示される。

(中略)

(急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第289条 急行券を所持する旅客が急行列車に乗車した場合で、次の各号の1に該当する事由が発生したときは、第282条の規定によるほか、同一方向の他の急行列車により、前途の旅行の継続を請求することができる。ただし、東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第1号の事由によりのぞみ号等によつて旅行を継続する場合（ただし、当社が特に認めた場合を除く。）、東北本線を経由する特別急行券を所持する旅客が、第1号の事由によりはやぶさ号等によつて旅行を継続する場合（ただし、当社が特に認めた場合を除く。）、東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、長崎本線（現川経由）、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第2号及び第3号の事由により新幹線を経由する特別急行列車によつて旅行を継続する場合又は特別急行券以外の急行券を所持する旅客が、特別急行券を必要とする急行列車によつて旅行を継続する場合は、この請求をすることはできない。

- (1) 乗車中の急行列車が運行不能となつたとき
- (2) 乗車中の急行列車が運行時刻より 2 時間以上遅延したとき
- (3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によつて特別車両券 (A) を所持する旅客が、当該急行列車の特別車両に乗車することができなくなつたとき

(中略)

(東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車における無料手回り品の持込方等)

第 308 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、旅客が、東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車（ただし、別に定める列車を除く。）に乗車する場合は、前条第 1 項に規定する制限内であつて、かつ、3 辺の最大の和が 160 センチメートルを超える物品（ただし、前条第 2 項に規定する物品を除く。）については、その乗車区間に対して、当社が別に定める座席を指定する指定券を当該列車に乗車する前に購入することをもつて、これを車内に持ち込むことができる。

2 旅客が、前項の規定による指定券を当該列車に乗車する前に購入しないで当該物品を車内に持ち込んだ場合であつて、当社が特に認めたときは、第 312 条の規定にかかわらず、旅客の 1 回の乗車ごとに持込手数料 1,000 円を収受したうえで、乗車を継続させることがある。この場合、前項の規定による指定券（満席等のときは、当該座席以外の指定席の座席車又は特別車両の座席を指定する指定券とする。）にかかる発売又は変更等の取扱いを行うものとする。

3 旅客が、前各項の規定にかかわらず、当該物品を車内に持ち込んだ場合であつて、次の各号の 1 に該当するときは、当該物品の持込みを認めることがある。

- (1) 第 284 条第 1 項第 1 号ただし書又は同条同項第 2 号の規定により、無賃送還区間を新幹線の特別急行列車により乗車させるとき
- (2) 第 285 条の規定による他経路乗車の取扱いにより、他の特別急行列車から東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車に乗

- (1) 乗車中の急行列車が運行不能となつたとき
- (2) 乗車中の急行列車が運行時刻より 2 時間以上遅延したとき
- (3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によつて特別車両券 (A) を所持する旅客が、当該急行列車の特別車両に乗車することができなくなつたとき

(中略)

(東京・博多間、博多・鹿児島中央間及び武雄温泉・長崎間の新幹線の特別急行列車における無料手回り品の持込方等)

第 308 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、旅客が、東京・博多間、博多・鹿児島中央間又は武雄温泉・長崎間の新幹線の特別急行列車（ただし、別に定める列車を除く。）に乗車する場合は、前条第 1 項に規定する制限内であつて、かつ、3 辺の最大の和が 160 センチメートルを超える物品（ただし、前条第 2 項に規定する物品を除く。）については、その乗車区間に対して、当社が別に定める座席を指定する指定券を当該列車に乗車する前に購入することをもつて、これを車内に持ち込むことができる。

2 旅客が、前項の規定による指定券を当該列車に乗車する前に購入しないで当該物品を車内に持ち込んだ場合であつて、当社が特に認めたときは、第 312 条の規定にかかわらず、旅客の 1 回の乗車ごとに持込手数料 1,000 円を収受したうえで、乗車を継続させることがある。この場合、前項の規定による指定券（満席等のときは、当該座席以外の指定席の座席車又は特別車両の座席を指定する指定券とする。）にかかる発売又は変更等の取扱いを行うものとする。

3 旅客が、前各項の規定にかかわらず、当該物品を車内に持ち込んだ場合であつて、次の各号の 1 に該当するときは、当該物品の持込みを認めることがある。

- (1) 第 284 条第 1 項第 1 号ただし書又は同条同項第 2 号の規定により、無賃送還区間を新幹線の特別急行列車により乗車させるとき
- (2) 第 285 条の規定による他経路乗車の取扱いにより、他の特別急行列車から東京・博多間、博多・鹿児島中央間又は武雄温泉・長崎間の新幹線

車させるとき (3) 第 289 条第 1 項の規定により、同一方向の他の新幹線の特別急行列車に乗車させるとき 4 旅客は、前各項の規定により、当該物品を車内に持ち込んだ場合は、当社が別に定める新幹線手回り品保管場所又は係員が指定する保管場所に当該物品を保管しなければならない。 (東京・博多間<u>及び</u>博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車の新幹線手回り品保管場所の使用方等) 第 308 条の 3 前条の規定によるほか、旅客が、東京・博多間<u>又は</u>博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車の車内に物品を持ち込む場合であつて、前条第 1 項に規定する指定券を所持しているときは、当該指定券により指定した乗車する日、列車、乗車区間において、前条第 4 項に規定する新幹線手回り品保管場所を使用することができる。 2 旅客が持ち込んだ物品の形状の他、車内の状況等により、その物品の一部又は全部を新幹線手回り品保管場所に保管することができない場合は、車内において係員が他の保管場所を指定することがある。この場合、当該保管場所を新幹線手回り品保管場所とみなして取り扱う。 (中略) (持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置) 第 312 条 旅客が、第 307 条第 1 項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 308 条若しくは第 308 条の 2 第 1 項の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により荷物営業規則(1987 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 16 号。以下「荷物規則」という。)に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。 (1) 第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持ち込んだとき 当該物品 1 個ごとの重量によつて計算した相当小荷物運賃(危険品に	の特別急行列車に乗車させるとき (3) 第 289 条第 1 項の規定により、同一方向の他の新幹線の特別急行列車に乗車させるとき 4 旅客は、前各項の規定により、当該物品を車内に持ち込んだ場合は、当社が別に定める新幹線手回り品保管場所又は係員が指定する保管場所に当該物品を保管しなければならない。 (東京・博多間、博多・鹿児島中央間<u>及び武雄温泉・長崎間</u>の新幹線の特別急行列車の新幹線手回り品保管場所の使用方等) 第 308 条の 3 前条の規定によるほか、旅客が、東京・博多間、博多・鹿児島中央間<u>又は武雄温泉・長崎間</u>の新幹線の特別急行列車の車内に物品を持ち込む場合であつて、前条第 1 項に規定する指定券を所持しているときは、当該指定券により指定した乗車する日、列車、乗車区間において、前条第 4 項に規定する新幹線手回り品保管場所を使用することができる。 2 旅客が持ち込んだ物品の形状の他、車内の状況等により、その物品の一部又は全部を新幹線手回り品保管場所に保管することができない場合は、車内において係員が他の保管場所を指定することがある。この場合、当該保管場所を新幹線手回り品保管場所とみなして取り扱う。 (中略) (持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置) 第 312 条 旅客が、第 307 条第 1 項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第 308 条若しくは第 308 条の 2 第 1 項の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により荷物営業規則(1987 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 16 号。以下「荷物規則」という。)に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。 (1) 第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を持ち込んだとき 当該物品 1 個ごとの重量によつて計算した相当小荷物運賃(危険品に
---	--

あつては、荷物規則別表第1項第3号アの規定による10割増の割増小荷物運賃を適用する。)及びその10倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあつては、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量(容器又は荷造りの重量を含む。)のみについて計算する。

- イ 火薬類 1キログラムについて 1,000円
ロ その他の危険品 1キログラムについて 300円

- (2) 第308条の2第1項の規定による指定券を東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車に乗車する前に購入しないで同条同項の規定による物品を持ち込んだとき

車内に持ち込んだ物品の総重量によつて計算した相当小荷物運賃(持込物品が2個以上であつて、それぞれ適用する小荷物運賃を異にするときは、その全部に対し最高割増を適用して計算する。)及びその2倍に相当する増運賃を収受する。ただし、増運賃は、旅客が、物品の無賃運送を図り荷物運賃を免がれる意思が明らかであるときに限つて収受する。

- (3) 前各号の外、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき前号の規定を準用する。

(中略)

別表第1号の3

【第58条】

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

列車名	運転区間(左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。)	
はやぶさ号	東京	盛岡
		新青森
		新函館北斗
かがやき号 はくたか号	東京	金沢

あつては、荷物規則別表第1項第3号アの規定による10割増の割増小荷物運賃を適用する。)及びその10倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあつては、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量(容器又は荷造りの重量を含む。)のみについて計算する。

- イ 火薬類 1キログラムについて 1,000円
ロ その他の危険品 1キログラムについて 300円

- (2) 第308条の2第1項の規定による指定券を東京・博多間、博多・鹿児島中央間又は武雄温泉・長崎間の新幹線の特別急行列車に乗車する前に購入しないで同条同項の規定による物品を持ち込んだとき

車内に持ち込んだ物品の総重量によつて計算した相当小荷物運賃(持込物品が2個以上であつて、それぞれ適用する小荷物運賃を異にするときは、その全部に対し最高割増を適用して計算する。)及びその2倍に相当する増運賃を収受する。ただし、増運賃は、旅客が、物品の無賃運送を図り荷物運賃を免がれる意思が明らかであるときに限つて収受する。

- (3) 前各号の外、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき前号の規定を準用する。

(中略)

別表第1号の3

【第58条】

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

列車名	運転区間(左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。)	
はやぶさ号	東京	盛岡
		新青森
		新函館北斗
かがやき号	東京	金沢

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス（A）を設備した特別急行列車として運転する。

(後略)

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス（A）を設備した特別急行列車として運転する。

(中略)

別表第2号 オ

【第125条（西九州）】

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	武雄温泉	嬉野温泉	新大村	諫早
嬉野温泉	<u>1,790</u>			
新大村	<u>1,790</u>	<u>1,790</u>		
諫早	<u>1,790</u>	<u>1,790</u>	<u>1,790</u>	
長崎	<u>2,290</u>	<u>2,290</u>	<u>1,790</u>	<u>1,790</u>

(後略)

附則

九州旅客鉄道株式会社旅客営業規則（1987年4月公告第2号）の一部を改正し、2022年9月23日乗車となるものから施行します。ただし、別表第1号の3の改正規定は2022年10月1日乗車となるものから施行します。